省　令

○財務省令第四十八号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第三十一条第一項ただし書、第百十四条及び第百四十三条の規定に基づき、出納官吏事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月三十日

財務大臣　加藤　勝信

出納官吏事務規程の一部を改正する省令

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
第十三条の二　収入官吏は、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第五十二条第三項（同条第六項及び同令第五十二条の二第二項において準用する場合を含み、同令第五十二条第三項第一号に掲げる方法による場合を除く。）の規定に基づき、納入者から、収入官吏の預金又は貯金の口座（第三条ただし書の規定により現金を保管するための銀行への預入れ等に係る口座をいう。以下同じ。）への振込みの方法による現金の納付を受けたときは、これを収納し、その都度報告書を歳入徴収官又は分任歳入徴収官に送付しなければならない。	**第十三条の二**　収入官吏は、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第五十二条第三項（同条第六項及び同令第五十二条の二第二項において準用する場合を含み、同令第五十二条第三項第一号に掲げる方法による場合を除く。）の規定に基づき、納入者から、収入官吏の預金又は貯金の口座（第三条ただし書の規定により現金を保管するための銀行への預入れ等に係る口座をいう。）への振込みの方法による現金の納付を受けたときは、これを収納し、その都度報告書を歳入徴収官又は分任歳入徴収官に送付しなければならない。
2　［略］	2　［同上］
第十六条の二　収入官吏は、外国にいる納入者から収入金を収納するため必要があるときは、納入者から、収入官吏の預金又は貯金の口座への振込みの方法による現金の納付を受けることで、これを収納することができる。	［条を加える。］
［②］　前項の場合において、収入官吏は、領収証書を納入者に交付することを要しない。	
［③］　第十四条から第十六条までの規定は、第一項の場合に、これを準用する。この場合において、これらの規定中「外国において」とあるのは「外国にいる」と読み替えるものとする。	
第十六条の三　収入官吏は、前条第一項の振込みの方法による現金の納付を受けようとする場合においては、当該振込みの事実を確認する書類（納付金額、納付年月日、振込先口座及び振込人の氏名（これに相当するものを含む。）が記載された書類をいう。次項において「確認書類」という。）を納入者から速やかに提出させるものとする。	［条を加える。］
［②］　収入官吏は、確認書類により振込みの内容を確認し、適正であると認めたときは、その都度報告書を歳入徴収官又は分任歳入徴収官に送付しなければならない。	
第十八条　収入官吏は、外国において現金を領収したとき（第十六条の二第一項の規定により外国にいる納入者から収入官吏の預金又は貯金の口座への振込みの方法による現金の納付を受けたときを含む。）は、毎一月分を取りまとめ、現金払込書を添え、日本銀行本店に払い込まなければならない。	**第十八条**　収入官吏は、外国において現金を領収したときは、毎一月分を取りまとめ、現金払込書を添え、日本銀行本店に払い込まなければならない。
［②］　前項の現金払込書には、邦貨額を記載し、外国貨幣を収納した場合は、収納した外国貨幣額を附記しなければならない。	［②］　前項の現金払込書には、邦貨額を記載し、その払込金を送付するために使用した為替（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第八号に規定する対外支払手段をいう。）の金額を附記しなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和七年五月一日から施行する。

法規的告示

○金融庁告示第五十七号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の四第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月三十日

金融庁長官　井藤　英樹